

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	田老町河川漁業協同組合								
	住 所	宮古市田老一丁目3番4号								
2 漁業権の免許番号	内共第6号(摂待川) 内共第7号(田代川)									
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間					
		あゆ	友釣り	摂待川及び田代川本支流の免許区域	7月1日から11月30日の期間内で組合が定めて公示する期間					
			がら掛け	〃	9月1日から11月30日まで					
		やまめ	竿釣り(餌釣り擬餌釣り)	〃	3月1日から9月30日まで					
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで					
		いwana	〃	〃	3月1日から9月30日まで					
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで					
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。									
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間					
		摂待川砂防えん堤下流端から三陸鉄道橋下流端までの区域			1月1日から12月31日まで					
ア点とイ点を結ぶ線から宮古市田老字下摂待防潮堤水門下流端までの摂待川の区域 ア点：北緯39度48.739分、東経141度58.988分 イ点：北緯39度48.719分、東経141度58.980分										
(3) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長						
	やまめ(ひかりを含む。)			13センチメートル以下						
	いwana			〃						
	うぐい			10センチメートル以下						
4 遊漁料の額及びその納付方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所			
		(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り がら掛け	500円	3,000円	組合事務所及び指定販売所		
	やまめ さくらます いwana うぐい			竿釣り(餌釣り擬餌釣り)	400円	1,000円				
	ア 小学生以下は、無料とする。									
	イ 中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。									
	ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。									
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所			
		全魚種	あゆ	友釣り	24,000円	21,600円	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所			
			やまめ さくらます いwana うぐい	竿釣り(餌釣り擬餌釣り)						
	雑 魚	やまめ さくらます いwana うぐい	竿釣り(餌釣り擬餌釣り)	17,000円	15,200円					
5 遊漁承認証に関する事項	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。 (2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。									
6 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。									
7 漁場監視員に関する事項	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 (2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。									
8 違反者に対	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者									

する措置に関する事項	の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。
------------	--